

# 清瀬市会計年度任用職員【専門職】（学芸員）募集要項

## 1. 応募資格

以下の全ての要件を満たす方

①博物館法に基づく学芸員の資格を有する方（資格取得見込み含む）

②大学もしくは大学院で、民俗学または歴史学（日本史）の専門課程を履修し卒業（修了）した方

③「4. 勤務内容」の勤務をするにあたり、長着（着物）、羽織、半纏、帯などの衣服、及び関連する糸・機織用具などについて、保存、展示及び管理に関する興味又は経験、知識を有する方

※地方公務員法第16条の欠格事由に該当する方は、受験できません。

## 2. 任用期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

※1会計年度ごとの任用を原則とします。同一の職が設置され、選考等の能力実証を行った上で、勤務実績が良好である場合に再度の任用を行う場合がありますが、毎年度、本職種の必要性を吟味し、設置不要となった場合は、更新されません。

## 3. 身 分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員

## 4. 勤務内容

【勤務場所】清瀬市郷土博物館

【職務内容】学芸員として、主に国指定重要有形民俗文化財『清瀬のうちおり』の保存、展示、管理を担当するほか、民俗資料の収集保存、調査研究、展示、教育普及及び文化財保護行政等の業務に従事する。

## 5. 勤務日及び勤務時間

【勤務日】週5日勤務

【勤務時間】週平均35時間勤務

火～日曜日の中でローテーションによる勤務

例：午前9時から午後5時まで

※業務上の都合により勤務時間を変更する場合があります。

また、勤務シフトにより、祝日等の勤務日があります。

## 6. 報酬、諸手当等（※退職手当は支給されません。）

月額 212,800円

他に通勤費（第二種報酬）、期末手当等を市規定により支給します。

## 7. 選考（面接）

書類選考および面接

※面接は令和8年5月26日（火）を予定しています。

8. 募集人員

若干名

9. 有給休暇

任用期間内10日

10. 災害補償

公務中及び通勤途上の災害として認定されたものについては、各種法令及び条例等に基づき補償されます。

11. 社会保険等

共済組合、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。

12. 健康診断

常勤職員に準じて実施する。

13. 申込み手続き

	持参による申込
申込期間	令和8年5月8日（金）午後5時まで （土・日曜日・祝日を除く。）
申込先	清瀬市役所3階（19番窓口） 経営政策部人材育成課人材育成係
申込時 必要書類	① 清瀬市会計年度任用職員【専門職】採用試験申込書（写真貼付） ② 職務経歴書 ③ 資格証の写し（上記「1. 応募資格」を参照）
注意事項 その他	・ 提出書類は返却いたしません。 ・ <u>熱等により文字が消えるインクを使用した筆記具</u> で書かれた書類の受け付けは一切いたしません。 ・ 申込書添付の写真は美顔修正等の加工不可

14. その他

上記は、現時点におけるものであり、採用時までには制度改正等があった場合は、それによります。

最終合格者は、令和8年7月1日の募集人員の定員に達した場合でも令和9年3月31日までの名簿登載として扱います。

## 15. 問い合わせ

〒204-8511 東京都清瀬市中里5-8-42

清瀬市経営政策部人材育成課人材育成係

TEL 042-497-1843 (直通)、042-492-5111 (内線3153)